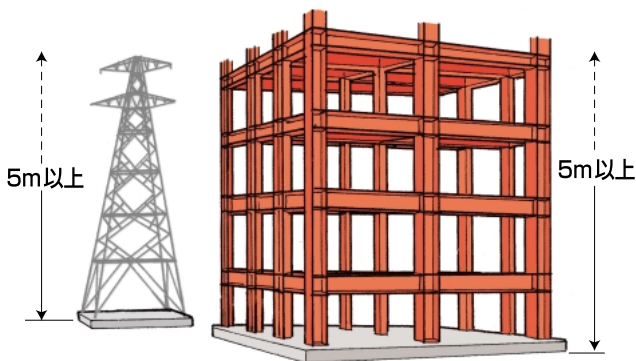


# 建築物等の鉄骨の組立て等作業

## 作 (安衛則517の4)

建築物の骨組み等で金属製の部材により構成されるもの(高さが5m以上)の組立て、解体又は変更の作業



## 技能講習

- 受講資格：①建築物等の鉄骨の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他



技能講習用